

相談事例

ID：09-02-001

相談タイトル

自宅の耐震工事及びバリアフリー工事について

Q：ご相談内容

築30年になる自宅（木造住宅）。耐震診断をしたほうが良いのか迷っている。
また、耐震工事をする事になった場合どのくらい費用がかかるか。高齢の親と同居しているが、バリアフリー工事をするにあたり補助制度などはあるのか聞きたい。

A：回答

築30年が経過した住宅というと、平成4年頃の建築となります。建築物の耐震性の基準が大きく改正されたのは、昭和56年となりますので、相談者宅は新耐震基準で建築された住宅となります。自宅に適用された耐震基準から言うと、必ず耐震診断をしなければならないとは言えず、経年劣化や居住されていて気になる箇所があれば耐震診断を検討されても良いのではと考えます。

各自治体で実施している耐震診断や耐震改修費の支援（補助）は、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（在来工法）が対象となるため相談者の方の住宅は基本的に対象外となります。耐震改修工事が必要か否かについては、耐震診断を実施してみないと判断できません。耐震改修（補強）工事の費用については、耐震診断による耐震性の程度により補強箇所や内容が異なりますので、一概には言えません。

バリアフリー工事については、各自治体でバリアフリー化支援制度があるため、各自治体の高齢福祉部門等に相談して見て下さい。